

保有個人データに関する事項の公表等について

本土地改良区個人情報保護法に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成26年9月26日

高岡市土地改良区

1 本土地改良区の名称

高岡市土地改良区

2 利用目的

本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。また、労働者等の個人情報、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。

3 個人情報の保護に関する方針

① 法令等遵守し、個人情報を適切に取り扱う

② 苦情処理に適切に取り組む

4 共同利用に関する事項

本土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。

① 共同して利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

② 共同で利用する者の範囲

富山県、高岡市、高岡市農業委員会、高岡市農業協同組合、富山県土地改良事業団体連合会、多面的機能支払交付金制度に係る高岡市農村環境保全向上地域協議会並びにその管内で高岡市と協定を締結した活動組織及びそれに準じて理事会が必要と認めた団体（米島、波岡、早川、下窪、長慶寺、勝木原、山川、西広谷の8集落の生産組合）

③ 利用する者の利用目的

定款第4条に掲げる事業の円滑な実施、その他の地域農業振興のため

④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称

高岡市土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

5 利用目的の通知又は保有個人データの開示等を求める場合の手続き及び手数料

① 保有個人データの開示等を求める場合の手続

開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出して下さい

② 手数料

別表のとおり

ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする

6 第22条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

高岡市土地改良区 個人情報保護管理者

別 表 手数料（第 2 1 条関係）

	書面の交付による場合	口頭・電話による場合
第 1 5 条第 2 項 （保有個人データの利用目的の 通知の求め）	2 0 円及び送料	無 料
第 1 6 条第 1 項 （保有個人データ等の開示の求め）	用紙 1 枚につき 2 0 円及び送料	—

（注）料金は白黒コピーの場合であり、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする。